平成２７年（フ）第１５０６号
さいたま市岩槻区西原１番57―203号
債務者　森田　清子
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３３号
埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛646番地10
債務者　近藤　康子
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６１６号
埼玉県春日部市本田町２丁目106番地　センチュリーハイツ本田町101号
債務者　田中　早苗
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第６６７号
埼玉県川越市大字古谷本郷1610番地209
債務者　粟山　清子
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５号
埼玉県ふじみ野市北野１丁目５番３号　上福岡キタノピッソ202
債務者　高橋　晶子
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６号
埼玉県日高市大字原宿204番地10　サンシティー藤和201号
債務者　淺見　眞一
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１３号
埼玉県川越市月吉町９番地（１―203号室）
債務者　高橋　静香（旧姓廣埼）
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４３号
千葉県館山市那古1457番地の14
債務者　大月　　彩
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２７年（フ）第１６９号
千葉県東金市田間34番地１　新町コーポ101
債務者　矢島　鈴子
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１７４号
千葉県山武市森885番地
債務者　小川　俊明
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１号
新潟県燕市東太田6665番地３
債務者　武田　惠子
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第２２１号
長野市大字広瀬2017番地21
債務者　小野澤八重子
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２３０号
長野市中条住良木8291番地１　介護老人保健施設すめらぎ
債務者　萩原　保茂
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３７４号
静岡県三島市加茂18番地の１　アムール101、前住所静岡県伊豆の国市南江間680番地の２
債務者　大口　義和
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２号
静岡県富士市今井１丁目14番24号　エバーライフワン101号
債務者　鈴木　健之
1　決定年月日時　平成28年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１９４３号
愛知県知多市つつじが丘１丁目14番地　４―305、従前の住所愛知県知多市つつじが丘４丁目13番地の２　107―401
債務者　岩本　正弘
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２００８号
名古屋市港区錦町５番９号　サンクチュアリ201号
債務者　吉村　朋広
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部